



近々、欧州の特許制度に大きな変更があると聞きました。どのように変わるのか、わかりやすく教えてください。

(大阪府 N. K)



### 1. 欧州の特許制度

欧州には、欧州特許条約に基づいて設立された欧州特許庁（EPO）があります。

EPOに特許出願すると、EPOがその審査を行い、特許査定になったものについて、権利化したい国ごとに登録手続きを行う、という手順で複数の国において権利化を図ることができます。つまり、複数の国で特許を取得したい場合でも各国で審査を受ける必要がなく、EPOが一元的に審査する制度です。

### 2. 単一特許

今回、新たに導入される制度の一つは「単一特許」制度です。上述のように、現在はEPOが一元的に審査した場合であっても、国ごとにそれぞれ個別に登録手続きを行う必要があり、また、その後も特許権の維持管理や権利行使については、国ごとに行わねばなりません。

単一特許は、この新たな制度に参加する全ての国に効力が及ぶ一つの特許権です。単一特許制度が導入されると、出願人はEPOで特許査定となった後、この単一特許を選択することが可能と

なります。単一特許を選択すれば、権利化手続きやその後の法的手続きを各国で個別に行う必要がなくなります。

### 3. 統一特許裁判所

統一特許裁判所（UPC）は単一特許に関する侵害訴訟や無効訴訟を管轄する新しい裁判所です。

これまで、特許権の侵害事件については、各国の国内裁判所において侵害訴訟手続きを、特許を無効化するためには、第三者は国ごとにその国内裁判所において無効訴訟を提起する必要がありました。これに対し、統一特許裁判所は、単一特許に関する特許権侵害訴訟や、特許無効訴訟を一元的に取り扱うこととなります。

また、統一特許裁判所はEPOの審査を経て登録された各国の権利についても、同様に裁判管轄を有することとなりますが、運用開始から7年の移行期間内に限り、特許権者は統一特許裁判所の管轄から「適用除外」（オプトアウト）を申請することが可能です。

### 4. メリットとデメリット

単一特許制度の導入後も、国ごとの登録は引き続き可能です。したがって、

出願人は従来どおり国ごとに登録を行うか、それとも単一特許にするかを制度の特徴や費用対効果を勘案して選択する必要があります。

前述のように単一特許には、複数の国における侵害行為に対する権利行使が一元化できるメリットがある一方、権利行使が認められなかったり無効訴訟で無効とされたりした場合には、全ての国において権利行使不能あるいは権利を失ってしまうリスクもあります。

また、権利を維持するための費用については、単一特許の場合、締約国4カ国で登録したときと同程度です。権利化の必要な国が4カ国未満であれば、単一特許は割高となります。

### 5. 新制度の開始時期

これらの新しい制度はドイツが統一特許裁判所協定の批准書をEUに寄託した後、4カ月後に発効しますが、ドイツは国内手続きが完了し、いつでも批准できる状態になっています。

欧州代理人の情報では、おそらく今年秋ごろにはドイツが批准書を寄託し、2023年早々には新制度がスタートするだろうとのこと。